

## 中央建設業審議会総会

2026年4月27日

**【事務局（高橋）】** それでは、定刻となりましたので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様には御多忙のところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会には、委員総数の2分の1以上の御出席をいただいておりますので、建設業法施行令第49条第1項の規定による定足数を満たしていることを御報告申し上げます。なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項により、本審議会は公開されております。

本日、御手元に配付いたしました資料の一覧は議事次第に記載しておりますが、不足等ございませんでしょうか。ございましたら事務局のほうに御用命いただければと存じます。

本日はオンラインで御出席の委員もいらっしゃいます。このため、御発言の際には、マイクに向かってゆっくりとお話をいただきますようお願い申し上げます。

報道関係の皆様は冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の楠田から御挨拶を申し上げます。よろしく願いいたします。

**【楠田不動産・建設経済局長】** おはようございます。不動産・建設経済局長、楠田でございます。

中央建設業審議会総会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の先生方には日頃から建設業、産業行政の推進に格別の御理解、御協力を賜っております。また本日は大変お忙しい中、またお足元も悪い中で御出席を賜りましたことにつきまして、まずは御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

また昨年12月の総会において、第三次・担い手3法の全面施行に向けた労務費の基準の策定、それから建設工事標準請負契約約款や経営事項審査の改正案について御審議をいただきました。誠にありがとうございました。特に労務費に関する基準につきましては、労務費の確保、行き渡りを図るための、ほかの産業には例のない思い切った取組を具体化するものでございます。本審議会からその勧告をいただいたことは、将来に希望が持てる、若者にも魅力的な新しい建設業の実現に向けた大きな一歩になったと考えております。委員の先

生方に御指導、御尽力を賜りましたことにつきまして、改めて心より感謝申し上げる次第でございます。

本日の総会におきましては、4つの議題について御議論をお願いしたいと考えております。まず、今申し上げた労務費に関する基準についてでございますけれども、今後はその浸透、定着に力を入れていくことが極めて重要な段階に入っていると考えております。実効性を確保するための施策の進捗状況や、今後のフォローアップの実施方針などについて事務局から御説明を申し上げ、先生方に御示唆をいただければと考えております。

また、昨年12月に第三次・担い手3法を全面施行いたしましたので、後は残された課題も含めて、今後の建設業政策の在り方や必要な政策について検討を深めていく必要があると考えております。これにつきましては昨年度設置をいたしました、「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」において、今月取りまとめが行われ、公表されております。本日はその内容を事務局から御説明を申し上げ、今後の対応も含めまして、先生方に御示唆をいただければと考えております。

そのほかに、本日は今月1日に施行されました改正物流効率化法に伴い、本審議会の所掌事務が追加されたことや、最近の建設行政をめぐる様々な動き、動向につきましても、御報告をさせていただくことを予定しております。委員の先生方から御示唆を賜りまして、建設産業行政の的確な推進とレベルアップをぜひ図ってまいりたいと考えております。本日も忌憚のない御意見を、御示唆をぜひとも賜りますようお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（高橋）】 ありがとうございます。

議事に先立ちまして、前回の開催時点では御就任をいただいておりますが御欠席されていらっしゃいましたので、改めまして、川越市長の森田初恵委員様に新たに御就任いただいておりますことを御紹介申し上げます。

また本日の当審議会では、一般社団法人全国建設業協会会長の今井雅則委員、東日本旅客鉄道株式会社の小山宏委員、東京電力ホールディングス株式会社の佐藤育子委員より御欠席の連絡をいただいております。また、島根県副知事の石原恵利子委員には、オンラインで御出席をいただいております。また、中央建設業審議会議事細則第6条の規定によりまして、本日は一般社団法人全国建設業協会の山崎篤男専務理事に御出席をいただいております。

【山崎専務理事】 よろしく願いします。

【事務局（高橋）】 それではこれより議事に入らせていただきますが、報道関係の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りを御遠慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事の進行は大久保会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【大久保会長】 はい。おはようございます。それでは、御手元の議事次第に基づき議事に入らせていただきます。

まず議事の（１）でございますけれども、先ほど楠田局長からもお話がございましたが、昨年12月2日の本審議会において決定し、関係団体の皆様に対して報告を行いました「労務費に関する基準」の施行状況について、事務局より御説明をお願いします。

【伊勢官房参事官】 大臣官房参事官の伊勢でございます。着座にて失礼いたします。

私から、資料1に基づきまして15分ほど御説明をさせていただきたく存じます。

まず資料をおめくりいただきまして、3ページ以降でございますけれども、12月の全面施行によりまして、技能者の処遇改善に向けた労務費に関する基準制度ということで、下の図で示しておりますけれども、この多重請負構造の中でどうしても労務費の部分が一般管理費等に削られてしまうと、こういった構造に手をつけていこうというような趣旨の制度改正でございます。

4ページでございますけれども、労務費に関する基準の基本的考え方ということで、まずは公共工事・民間工事を問わず、労務費の値決めの相場感としてつくるものであるということ。あと右側でございますけれども、まずは他産業並みの処遇改善を目指すという観点から、ベースとなる高さという意味では、公共工事設計労務単価を発射台とするということ。考え方としましては下の赤枠でございますけれども、歩掛の部分で競争の要素を残すという観点から、設計労務単価に歩掛を掛け、それに対する工事数量を掛けるというような考え方で労務費の設定をしていただくということをお示した上で、個々の職種につきましては、労務費に関する基準値という形で、国土交通省として職種別に数字を公表するということとしております。この公表条件につきましては後ほど御説明させていただきます。

5ページでございますけれども、基準値につきましては、左側のフォーマットによってお示しをしております。工事の種別でございますとか、その種別に係る標準的な規格・仕様をお示した上で、それぞれに係る、こういった工種の職人さんが従事されているかと、それについて設計労務単価がどの程度で設定されていて、一般的な施工単位当たりの歩掛がどうかというものでお示しをするという形。右側は基準値の例ということで、建築鉄筋と建

築型枠についてお示しをしておりますが、このような形で具体的な数字を定量的にお示しをしているものがあるということでございます。

6 ページ、全体の賃金支払いに向けての全体的なフロー、絵姿としてのフローと主だった実効性確保策ということでございます。建設工事の請負契約におきましては、この労務費というある意味賃金の原資としての塊として、適正な受け渡しを確保していこうというものでございます。最終的に技能者を直用している下請と技能労働者の間におきましては、これを適正賃金ということで確保していくというものでございます。

全体としましては、賃金という要素におきましてはCCUSレベル別年収の支払いを確保していこう、あるいはコミットメント制度すなわち請負契約の注文者が受注者の賃金の支払状況を確認できるというような枠組みを導入していこうというもの。労務費の部分につきましては、左下の緑の枠で書いてございますけれども、労務費等を内訳明示した商慣習をしっかりと確立していこうということ。あるいはそういった技能者の処遇改善に取り組む事業者が契約において優先的に選ばれるような枠組みを確立していこうというものでございます。

7 ページ以降、以上が制度の全体的な枠組みでございます、これまで全面施行に併せまして我々としての取組をさせていただきました事項について御説明をさせていただきます。

8 ページ、ガイドライン類ということで、既存の法令遵守ガイドライン等々につきましても改正をさせていただいております。併せまして今回「労務費に関する基準」という制度が新たにできるということでございますので、そちらにつきまして運用方針等の新規の策定をさせていただいたという状況でございます。それぞれ中身につきましてはこの後御説明をさせていただきます。

1 ページおめくりいただきまして9 ページ、「労務費に関する基準」の運用方針でございます。この基準制度を現場の取引において運用していただく上での留意点につきまして、これは労務費の基準に関するワーキンググループなどでも議論になったような論点とかを中心に、Q&A方式で71の論点につきまして整理をさせていただいております。

左側でございますけれども、全体的な、総論的な考え方でありまして、受注者として求められる対応あるいは注文者として求められる対応、発・元間での対応、少し軸足が重なってまいります。コミットメント制度全体についての考え方、こういったもの。併せまして右側でございますけれども、見積書のひな形、様式例のようなものも今般新たにお示しをしているというような状況になってございます。

10ページ、少しお話は戻ってしまいますけれども、先ほど制度全体の立てつけを御説明した際に、職種別に労務費の基準値を国土交通省として策定し公表するという御説明をさせていただきます。現状、足元の策定状況でございますけれども、全体として25の職種につきまして、発・元それぞれを併せました職種別意見交換会を実施させていただいております。その結果を踏まえまして、今のところ3月末時点で22の職種、この職種に幾つかの工種がぶら下がっているものがございますので、全体としては133の工種、作業ということでございますけれども、そこにつきまして労務費の基準値を公表しているということでございます。

建設業許可業種、これは全体29業種ございまして、この許可業種のミシン目と基準値の職種のミシン目は必ずしも一致しているものではないですけれども、許可業種29に対する実質的なカバー率のような目で見てみますと、上の囲いの3行目にお書きしておりますけれども、29職種中19職種につきましては、何かしらの作業について基準値が定められているという状況になってございます。引き続き、今後につきましてはまだ積み残っている基準値がございますので、こういった部分から優先的に策定に向けた調整を進めていきたいと考えてございます。

11ページ以降、これは周知の取組でございます。11ページから12ページにかけてでございますが、ポータルサイトの開設ということで、おおむね今のところ7万件から8万件ぐらいの閲覧をいただいているという状況。説明会につきましても夏から冬にかけて実施してございます。この後も個別のシンポジウムでありますとか、様々な業界とのコミュニケーションの場でこういった説明をしてほしいというような御意見もいただいておりますので、こちらにつきまして1件1件しっかりと対応していきたいと考えてございます。

12ページでございますが、施行通知を出すでございますとか、リーフレットの作成、特にこちらはこれまでのワーキングの議論などでも、やはり実際に請負契約のマネジメントをしている現場のマネジメント層にもしっかりと訴求できるような広報をやっていただきたいというような話もございます。例えば事務所にポスターを貼るでございますとか、そういった部分につきましても、引き続き取組のほうを深めていけないかということで検討のほうを進めているところでございます。併せましてインフルエンサーとタイアップした動画の公開、こういったことも進めているところでございます。

13ページ以降でございますけれども、実効性確保策に係る進捗についての御報告でございます。

14ページを御覧ください。先ほど見積書のひな形を公表させていただいたということで御説明させていただきましたが、実際その公表された見積書をどういった形で使っていくのかと、あるいは現場で実際使っていく上でつまずきポイントがあるのかないのかという部分につきましても、そのテンプレートをお示しした見積書について、実際に作っていただいて、契約当事者間で交渉していただくというようなシミュレーションを行うモデル事業を実施いたしました。それでやはり実際に運用する上でこういった部分が分かりにくいというような部分があぶり出されてまいりましたので、実運用編といたしまして、見積りの様式の使い方、書き方ガイドなどについても取りまとめ、整理をさせていただいているところでございます。

15ページを御覧ください。自主宣言制度でございますけれども、こちらの建設キャリアアップシステムの利用拡大というような観点と併せ持った形で、処遇改善に取り組む企業の評価をしっかりとしていこうということでございます。これは法施行と同時に、建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度ということで創設をしてございますけれども、これは元請、下請、発注者それぞれの立場で参加が可能ということになってございます。

宣言項目を下にお書きしておりますけれども、適切な処遇に向けた取組でありますとか、CCUSの活用に向けた環境整備、あるいは宣言企業同士での取引を優先していただくというようなことを宣言項目としてございます。今のところ3月末現在で1,900社ほどの宣言をいただいているという状況でございます。

こちらにぶら下がるインセンティブといたしまして、16ページでございますけれども、これは今年7月以降の申請から適用ということで準備を進めてございますけれども、この自主宣言をしていただいた企業様につきまして、経審上の加点措置を講ずるといふことの御説明でございます。

17ページ、法令の遵守対応ということで、先ほど一部既往のガイドラインを改訂したというような御説明を少しいたしましたけれども、左上でございますが、例えば建設業法令遵守ガイドラインの改訂でありますとか、あるいは新たにまさに「通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれがある」と、この部分について少し事前明示性が必要ではないかという御意見などもこれまでもございましたので、取引事例集のような形でそういった部分をクリアにしているというようなことでございます。

併せまして、少し毛色は変わりますけれども、より情報提供しやすくするという観点から、これまで電話メインで情報提供いただいていた部分がございますので、情報提供フォーム

のようなものも整備をするということで、スムーズな違反端緒情報、違反情報の提供をいただくというようなことができるようにということで取組を進めているところでございます。

併せまして、下の関係省庁との連携強化でございますけれども、特に元・下取引全般について取適法等の下で取組を行っております中小企業庁との連携でございますとか、あるいは労基との連携ということで、厚生労働省との連携についても取組を進めているということです。今後こういった形で深掘りができるかということについても不断の検討を行っているということの御紹介でございます。

18ページですが、これは法の完全施行前の状況の速報版ということでございますが、一方で法が施行されるところという問題が出ますよというような部分も含めて、既に指導のほうをしているという状況でございますが、建設Gメンによる調査の実績ということでございます。令和7年度の第1四半期から第3四半期までの速報ということでございますが、様々な、駆け込みホットラインなどから得られました端緒情報を基に、1,000近くの事業者につきまして調査を行っている。そのうちの3分の2ほどに当たります600ほどの事業者様に対しまして、指導でありますとか助言を行っているということであり、その内訳といたしましては右にございますけれども、見積が精緻にやりとりができていないでありますとか、あるいは契約書の法定記載事項がきちりと書かれていないというものが中心でございます。価格転嫁に係る定めが不備というものもそれなりにあったということでございます。ここについては引き続き、しっかりとよく見ていくということではないかと考えているところでございます。

19ページでございますけれども、別途住宅局の「みらいエコ住宅2026事業」ということで、これは省エネ住宅の新築等に対する支援事業でございます。こういった事業におきましても、こういったものの支援を受ける事業者さん側に育成環境の改善でありますとか処遇の確保に取り組むということをまず宣言をしていただくということを採択の要件としていただいているということ。具体的な取組として、ここは個々の項目を要件としているということではございませんが、CCUSの活用でございますとか、労務費基準を踏まえた労務費の支払いでございますとか、こういった部分についても点検をいただくというような形で、予算事業においてもこういった形で意識づけのほうを深めていっているという状況の御説明でございます。

CCUSレベル別年収でございますけれども、これはもともと令和5年に公表しているということがございましたが、20ページに改定のポイントを示しておりますけれども、

21 ページに具体値のほうを示してございます。特にポイントとなるのが上の囲いの3つ目でございますけれども、これまで全国一律に1職種ごとに1の年収を下位、中位、上位ということで示しておりましたけれども、ここにつきましては目標値と標準値という2つの水準の値を設定することとしております。目標値の支払いを推奨するという。標準値を下回る支払いにつきましては、ここは請負契約において十分な労務費の行き渡りがなされていないのではないかというような観点から、労務費ダンピングのおそれがないか重点的に確認をするということとしておりまして、令和5年時点からの職種別の資質レベルの能力評価基準の整備などを踏まえて、具体的な数字の定めをしているということでございます。

22 ページ、これは七会約款と言われております、全国建設業協会、日本建設業連合会等々によりまして定められている、ある意味民民工事の約款のひな形ということでございますけれども、こちらにつきましても、先般、建設工事標準請負契約約款に入れ込みましたコミットメント条項を既定条項として入れ込んでいただいているということの御紹介でございます。

23 ページ、こちらは公共工事に特化した取組についての御紹介でございますけれども、昨年12月に建設業法と併せて完全施行されました入契法におきまして、公共工事発注者として、労務費が内訳明示された入札金額について中身の確認等をするということになってございますので、その具体的なお作法として、労務費ダンピング調査等公共発注者向けのガイドラインを定めました御紹介でございます。

24 ページ以降、今後のフォローアップについての御紹介、御説明でございます。

25 ページ、これは労務費ワーキングで引き続きフォローアップを実施するというところで、基準においても明示をしていただいていたということ。労務費ワーキングにおいても、まさにどういう基準の施行がマーケットに影響を与えているのかということについてもしっかり調べてほしい、フォローアップをしてほしい、するべきだというようなこと。あるいは実際にそこで目詰まりが起きていたときに、その目詰まりはどのような部分に課題があって目詰まりが起きているのかと、それに対してどういう改善を図っていくのかということについても、しっかりとこのフォローアップの中で取り組んでいただきたいというような御指摘をいただいております。

ポイントとしては、どういう形でこれを確認していくのかということ。行き渡りのボトルネックをどう把握していくのか、そういった手法としてどういう形で進めていくのか

というような論点があるものと認識をしております。

26ページでございますけれども、全体としてのフォローアップの取組方針について、まず御説明でございます。基本的にはまずおおむね年1回程度でこのフォローアップの調査を実施するという事。そしてその結果でありますとかそれを踏まえた対応につきまして、労務費ワーキングのほうで御報告させていただければと考えてございます。既に社会保険の加入状況に関する調査でございますとか、入契法に基づく取組に係る実態調査、こういったものがございます。基本的に既存の調査で対応できるものはそこで対応するという事。項目を追加すれば足りるものについては追加するという事で、回答者側の負担などもちょっと勘案した形で進めていければと思っております。その上でやはりこれまでの調査でなかなかカバーが難しいというものにつきましては、これは右側でございますけれども、新たな調査のほうを実施させていただければと考えております。

具体的には27ページでございますけれども、まずは適正労務費です。基準値を活用した形でどの程度の労務費の支払いがなされているかという部分につきまして、ここは基準値が定まっている特定の職種分野を対象に、ある程度アンケートベースで広範に、マクロ的どの程度の割合が確保できているのかという部分を調査させていただければと考えてございます。

行き渡りのボトルネックに係る実態調査につきましては、これは恐らく発注者の方から最終的に技能者を直用されている、すなわち建設工事のサプライチェーン全体を個々に見ていくという事が必要になってくると思われまますので、なかなか件数を多数にわたって実施するという事はややハードルがあるのかなと考えてございますけれども、いずれにいたしましても、まさに個別の工事に我々としてもしっかり目を向けていながら、課題の発掘ですとかそれに係る対応策、こういったものをあぶり出していくことにより、しっかりと成功事例、改善事例を創出していくというような形でフォローアップ調査ができればと考えているところでございます。

右側のCCUSレベル別年収の支払い状況に関する実態ということでございまして、レベル別年収が定まっている職種分野を対象にアンケート調査をやりつつ、特にしっかり見ていく部分につきましてはヒアリング調査などをやりながら、そういった実態のほうを確認させていただくということではないかと考えてございます。

最後、28ページ以降でございますけれども、取組として継続検討事項となっている取組が幾つかございます。大きく技能者通報制度の確立ということと、悪質事業者の見える化と

いう、大きく2要素あるという御紹介を29ページでしてございます。

30ページでございますけれども、賃金情報提供制度の構築に向けてでございますが、これは令和7年度補正予算において、その構築に向けた検討経費を確保してございます。これを生かしまして、今年度中の試行運用を実施するという方向で、現在、システムの具体的な形についての検討を進めているという状況でございます。

31ページでございますけれども、悪質事業者の「見える化」の対応ということでございますが、まずは法施行後、しっかりGメンの取組なども踏まえて、この取引、通常必要と認められる労務費を下回るおそれのある取引事例集、先ほど御説明させていただきましたが、こちらをしっかりと徹底するという、あるいはそのGメンの取組の結果を踏まえて充実をしていくということがまずは大事であると考えております。

その上で監督処分につきましても、具体的にこういう対応を取ることによって違法性が確認できたんだということをやはりお知りいただくということが非常に重要だと考えてございますので、一般的なネガティブ情報検索サイトの蓄積とはまた別の形で、こういうまさに違反行為の対応の概要などをしっかりと公表していくというような形で取組を進めていくということ、まずこれは大臣許可業者からということになると考えていますが、こういった取組を進めていければと考えてございます。

最後、32ページ以降、ロードマップということで、こちらは昨年6月の総会において、法施行に向けた部分ということも含めまして、ロードマップのほうをお示しをしてございます。その後、本日に至るまで、労務費に関する基準制度の全面施行を経たということで、全面施行後以降の取組を基本といたしまして、中期的に目指すべき将来像、それに向けた具体的な取組ということで、おおむね5年程度の取組の方向性を34ページ以降で整理させていただいているということでございます。

すみません、長時間になってしまいましたが、一旦私からの説明は以上とさせていただきます。

【大久保会長】 ありがとうございます。

ただいま、昨年12月以降のスタートダッシュとして非常に多様な取組が進められているという御説明がございました。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いします。またすみませんがいつものとおり挙手をしていただいて、お名前をおっしゃってからお話をいただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは、どなたかいらっしゃいませんかでしょうか。

じゃ、よろしくをお願いします。

【宮本委員】 日本建設業連合会会長の宮本でございます。

労務費に関する基準の施行状況でありますけれども、日建連におきましても昨年12月の施行を受けまして、会員企業への周知、また会員企業を通じて協力会社への周知に努めているところであります。引き続き制度の周知に努めますとともに、周知の状況の把握、実施の状況、課題等の整理、分析を通じて、実効性の確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

また適正な労務費の確保と行き渡りにつきましても、サプライチェーン全体での価格転嫁を確実にできる環境を実現することが重要だと考えております。国におかれましては、特にサプライチェーンの出発点である発注者の皆様の御理解が得られるように、強力な御指導や周知徹底に向けた積極的な取組をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございます。ただいま宮本委員より、日建連の取組に関して、特に周知ということに関してお話がございました。これから先も、実効性がある、実効性を高めていくということで、さらにサプライチェーン全体に関して浸透していかないといけないということでございます。特に発注者の皆様、各社からの理解というものがその中でも非常に重要になってくるというお話がございました。

そのほか……。

山崎さん。

【山崎専務理事】 全国建設業協会の山崎でございます。今日は今井会長が欠席で申し訳ございません。代理で出席しております。

これまで今井会長がずっと申し上げておりましたが、3ページでございます、労務費確保、左の現状から右の目指す姿に一步一步近づいているんだと思いますが、問題は、ここの右のほうで「発注者・元請」となっていますが、実はこの公共発注者に関して言えば、やはりこの左の現状のまま、結局競争入札というのがありますので、どうしても発注者から元請に行くところで下がってしまうと。最低制限価格の92%あるいは市町村によっては80%といったところがあります。ここから元請が1次下請、2次下請まで労務費を100%出すというのは非常に大変なことでございます。できれば、WGの荒木委員が申し上げたところでもありますが、土木学会の報告にありますように、標準歩掛で積算した積算価格の7%から10%で、まずそれを予定価格にして、そこから競争して、最終的には積算価格の

100%近辺で落札できると。そうすれば利潤を失わずに労務費を100%出せるということになります。今の制度ですと、利潤を削ることが前提で労務費を100%出せ、というような制度になっていますので、そこら辺を改善していただければと思っております。

それから2つ目ですが、荒木委員は小ロット工事についてずっと申し上げてきましたが、今回、令和8年度の積算基準で、小ロット工事の小規模歩掛の整備、あるいは標準歩掛の適用範囲というのが示されました。これは我々の主張が実現したと理解しておりますので、ありがたい、感謝申し上げたいと思います。

ただこれはあくまで一部でございますので、ぜひそれを多くの小ロット工事に広げていただきたいということ。それから適用範囲を決めるだけだとそこから先はやっぱり見積りをしろということになりますので、できれば小規模歩掛を広範囲に整備して、見積りがなくても小ロット工事について積算できるようにしていただければと思います。そしてそれを公共団体の発注工事にもぜひ広めていただきたいと思っております。

以上でございます。

**【大久保会長】** ありがとうございます。ただいま山崎さんから2点ございまして、まず全体について、何層かに分かれている構造の中で、利潤が適正にそれぞれのところに分配されるような形の取組を進めてほしいということ。2点目といたしまして、小ロット工事に関して、スタートとしてはこれまで主張されていたことが進んできているということでありまして、さらなる整備をしていただきたいということの2点、お話がございました。これに関して事務局から特に何かございますでしょうか。

**【事務局（高橋）】** お答え申し上げます。

まず1点目の積算の関係でございます。100%ということで落札というお話もありましたが、今、予定価格を適正に設定するということが非常に重要だと考えております。そのために実勢価格を踏まえて適切な積算ができるよう、いろいろな情勢を見ながら、国の取組を地方公共団体も含めて徹底していくために、各種通知等を行っております。

一方でこの積算が100%でなければというところですが、国でもいろいろモデルを持っております。この審議会でも御紹介したと思いますが中央公契連モデルというモデルもございまして。これにのっとりすると全体で97%、中でも労務費は100%確保できるという立てつけになってございます。そういったことも御理解いただきながら、労務費は削らない中でも、ほかのところ競争していただけるというようなことを、競争性も確保しながらやっていくということも重要だと考えておりますので、そういった中で、建設業界の皆様

社会情勢も踏まえた厳しさ、こういったところも踏まえながらも、一定の競争性を確保させていただきたいと考えております。

【大久保会長】 ありがとうございます。

それでは、森田委員、先によろしいですか。

【森田委員】 川越市長の森田でございます。今回初めて参加させていただきます。キャリアとしては平成20年から令和6年まで裁判官を務めていた者でございます。裁判官時代には、人間関係の中で口頭で請負を繰り返すような零細建設事業者の実態も見てきましたので、また問題意識も抱いておりましたので、こういった審議会に関与できますことを光栄に思っております。

私から2点、申し上げたいと思います。まず、技能労働者ないし建設技能者という言葉ですけれども、これは法令上の定義づけがないということになってはいますが、これだけ技能労働者ないし建設技能者の処遇改善を進めるということですので、「建設業法上の建設工事に従事する労働者」という言葉との関係がややこしいとかいろいろあるとは思いますが、どこかのタイミングでやはり法律上の定義づけが必要ではないかと思っております。これは形式的なことにとどまらないのではないかと考えております。

2点目ですけれども、建設技能者を大切にす企業自主宣言制度のポータルサイトを拝見しました。そして市内でどのくらいの事業者が宣言しているのかを検索しようとしたところ、県のレベルまでしか絞り込めないつくりになっておりました。これから宣言する事業者が増えますと、より身近な企業を調べやすくする必要性が高まるかと思っておりますので、自由検索を可能にする形など、より身近な地域での一覧性確保のための御対応をいただきたいと思いました。

以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございます。ただいま森田委員から、裁判官の御経験ということもあって、これもよく出てきますけれども、技能労働者、建設技能者というような言葉に関してしっかりした法律上の定義付けが必要ではないかというお話がございました。また今後、状況がどの程度進んでいるかということを確認するのに検索という対象として、県のレベルだけではなく、市町村レベルまで広げてほしいというお話がございました。これに関して特に事務局からございますでしょうか。

【小川建設キャリアアップシステム推進官】 御意見ありがとうございます。2点目の自主宣言制度について御回答申し上げたいと思います。委員御指摘のとおり、今ポータルサイ

トが立ち上がったばかりで、多分検索の面においてまだ十分に行き届いていないところもあるかと思しますので、こういった形でより見やすいようなポータルサイトになっていくのかというのは、実際、運用主体も含めながら考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

【大久保会長】 よろしいでしょうか。

それでは、どうぞ。すみません、失礼しました。

【土志田委員】 全中建、土志田と申します。お世話になっております。

私どもとしては、先ほど全建さんの山崎専務から御発言があったこととほぼ被ってくるかと思いますが、本気でこの行き渡りを行おうとしたら、やっぱりサプライチェーンの頂点にいらっしゃる、発注者さんがもっとしっかりと意識をしていただかないとならないんだろうと。

昨年暮れに、ある地方自治体と我々で意見交換をしました。まず発注者さんの覚悟と責任についてというようなことで意見交換をさせていただきましたが、これはワーキングでもちょっと発表させていただきましたけど、やっぱり御理解が地方自治体においては全くいただけていない。ほぼゼロ回答でございましたので、これでは労務費の行き渡り、要は原資を我々はもらえないということでございます。先ほど高橋さんのほうから公契連モデルという話がありましたが、私は公契連モデル自体をもう考え直さなければいけないところに来て、やはり山崎さんがおっしゃるように、的確な予算組みと100%に限りなく近いところでの落札ができる仕組み、これをつくっていただかない限り、行き渡りというのは私はなっていないだろうと。これはずっと申し上げているように、頂点にいらっしゃるのは我々元請でなくて発注者さんですよ。これは官も民も一緒だと思っております。

ぜひその辺の御指導を、地方自治体に対してどんな形でできていくのか、これがこれからのポイントになってくるのかな、民のほうは約款が変わって、少し変わってきたのかな、これから変わりつつあるのかななんていう期待感も、これはもう日建連さんが本当に頑張っていたので、我々中小にもその波が少しずつ押し寄せてくるんだろうと。本当に1人親方でやっているような民間の地場の工事でも、やっぱり休みと給料と余暇、この3点セットがないと職人になる人はいないということが、それが当たり前になりつつある。これはやっぱり2017+10から10年経った成果なのか、いろいろ手立てをやっていたありがたいが、これをひしひしと感じながら、その行き渡りを行って、若い人たちに希望を持って入ってきていただけるような業界にもう一度よみがえらせるのは、この中

建審という場所で決めていかないとなくなっていくだろうというのが、私の、我々中小零細の考え方でありますので、どうかいろんなアイデアを出しながら、さらにこの業界がよくなることを、よくなるというより存続できるような手法をお考えいただきたい。私どもはできることは頑張っておりますが、なかなかその3点セット、もう中小で企業単位でやっていますが、そろそろもう限界になって、今の若い人たちはやっぱり余暇も楽しめるということ、給料が高ければいい、休みが多ければいいというだけではございませんので、何か希望が持てるようなものにしていかないと、本当の意味で若者が入ってくる業界にはなっていないのかなという強い危惧を持っておりますので、どうかよろしく願いを申し上げて、私の発言とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【大久保会長】 土志田委員、ありがとうございました。今回の行き渡りということで、サプライチェーン全体の中での浸透ということは非常に重要であると。特に発注者サイドの理解の浸透というものがまだまだこれから、課題があるというお話がありました。

先ほどおっしゃられた、休み、給料、余暇というこの3点セットというのはどこの業界でも同じで、かなり今の若い人たちはそういうものは非常に、我々昭和の世代から比較しても相当重視をするということになっておりますので、その辺も含めて、もし国土交通省さんのほうで何か今、更にお考えになられていることがあれば、この場で御披露をいただければと思いますし、特になければ、取りあえずそれを承るということで結構だと思います。

【事務局（高橋）】 今、土志田委員のほうから、特に地方公共団体にはっきりと御理解をいただけるようにという御指摘がありましたので、その点についてお答えさせていただきます。この労務費の行き渡りは非常に重要な話でありまして、先ほど、冒頭に局長からの挨拶にもあったように、こういうことをやっている業界はもう建設業界ということで、この労務費をしっかりと行き渡らせていくための初めての取組でございます。国のほうでも先ほど伊勢官房参事官のほうからいろいろ御紹介したように、行き渡りについていろいろな取組を進めていきます。これは国の取組だけではなく地方公共団体さんにもいろいろ採用していただきたいものが多々盛り込まれております。今年度以降、国としても都道府県さんとブロックごとに意見交換する場があります。さらに都道府県さんが主催して、管内の市町村さんにいろいろな取組を進めていく会議の場もございます。こういった場も活用しながら、この労務費の行き渡りについて各種ガイドラインなども示させていただいておりますが、こういったものにのっかってどういったことをどれだけ進めていただけるか、そこにボトルネックはないか、しっかり検証した上で、取組を進めるために国としてもしっかりと参加

させていただきたいと思っておりますので、そういった点も御理解いただきながら業界の皆様の声も聞きつつ、PDCAサイクルでこの行き渡りがさらに進むように努めてまいりたいと思います。

【大久保会長】 よろしいでしょうか。

それでは、他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。

【鈴木（眞）委員】 よろしいですか。

今、発注者の立場から、こういったことについて積極的な関与をというお話がございましたので、民間側の発注者の代表として、少しお話をさせていただければと思っております。

まずもって建設業法の改正、全面施行に合わせた、労務費に関する基準、関連規定や対応、実効性確保の取組について、多様な意見を取りまとめていただきまして、実行フェーズまで進めていただいたことについて感謝申し上げたいと思います。

各課題について、受発注者双方の観点から取りまとめをいただいたと認識をしております。形式的な形で終わることなく、やはり運用状況のフォローアップを通じて、実質を伴った取組としていくことが大切ではないかと思っております。そのためにも、今後の取組として紹介がございました実態調査をはじめ、最前線の現場の方々の声のヒアリングなど、丁寧なフォローアップをしていただくということが重要ではないかと思っております。

そういった中、我々発注者側としましても、労務費行き渡りでありましたり、重層下請構造、それから建設業のみならず不動産業の持続可能性の観点からも大きな課題だと認識しておりますので、発注者としてこれからもこれらの課題に協力できる部分は積極的に関与し、コミットメント条項の活用、先ほど御紹介がございましたけど、こういったものも活用しながら、高い関心を持って継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

【大久保会長】 鈴木委員、ありがとうございました。今、民間発注者の立場からの御発言ということで、発注者サイドとしても運用状況のフォローアップ、それから実際のどの程度浸透しているかという実態調査、現場の声を丁寧に拾い上げるということが非常に重要であるというお話をいただきました。

最後にお話ありがとうございましたけれども、建設業だけでなく、建設業、不動産業と一体となった、持続可能性のある発展ということに関して、発注者サイドとしてもこれからも努力を重ねていくというお話がございました。

ありがとうございました。

そうしたら、レディファーストですみません。お願いします。

【丸山委員】 慶應義塾大学の丸山絵美子と申します。今回は契約法の専門家として参加させていただいております。

今回請負契約約款にコミットメント条項が導入されたことにつきましては、学問的にも関心を持って見てきました。コミットメント条項の書面請求などに応じなかった場合でも、即座に契約解除といった私法上の効果に結びつかないということは、前々回確認させていただいたところなのですけれども、条項の導入状況のみならず、その導入の後に実際にこういった規定というのがうまく機能していくのかという点にも関心を持っておりまして、ぜひ、そのような観点からも丁寧なフォローアップをいただければと思います。

また既に言及がありましたように、この市場における競争というものが、今後どのような形で行われていくのかというのも重要であるという印象があります。こういったことも国民に分かるような形で、情報の発信というのがされるとよいのではないかと思います。

以上です。

【大久保会長】 ありがとうございます。今、丸山委員から、法的な意味で、当然規定ということで条項が制定されるわけでありましてけれども、実際その後どのように運用されているかというフォローアップが非常に重要というお話がございました。

それではすみません、押味委員、お願いします。

【押味委員】 今日のお話は行き渡りに対する調査を進めていく上においては、今のようなやり方で一つ一つ丁寧にいわゆる分析をしていくということは絶対必要だと思うのですが、どうしてもそのベースになるのは設計労務単価なものですから、まず設計労務単価の決定に当たっての、いわゆる仕方を少し変えていただきたい。それは何かといいますと、実態調査の結果を反映させる現行方式ではなく、政策的に引き上げていくということをやっていないと、いわゆる民間の全産業における賃金水準に、我々の単価、建設業の単価が追いつかないという現状があります。その根本的な話は、先ほど来話になっている重層化の話だと思うんですね。

したがって、実態調査の結果を反映させて労務単価を決定していくというやり方だけでは、どうしても全産業の平均に追いつかない。全産業の実態に併せた政策的な単価を設定していただくようにぜひよろしくお願ひしたいと。これをやっていただければ、まずベースが基本的に満足のいった状態になります。このベースが満足のいく状態になった上で、行き渡りをチェックするというのがやっぱり正しいやり方ではないかと思ひますので、ぜひそれ

をお願いをしたいということと、労務費に関するもう1つの点は、いわゆるスライド条項における1%条項で受注者負担というのが行われていることに関しては、もうこれを取り下げていただかないと、発注された後のことでございますので、ぜひこれは労務費を確保するという意味でも必要なことではないかなと思っておりますので、本題とはちょっと違う話になるかもしれませんが、そのベースに関わる部分について、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

**【大久保会長】** ありがとうございます。ただいま、押味委員から2点ございました。まず1点目は、設計労務単価というものがベースのところの決定ということで非常に重要になるわけでありましてけれども、そのやり方を少し変えていってほしいと。要するに実態調査だけをベースにするものではなくて、やはり政策目的というものを加味した形で変えていってほしいというお話。

それから2点目といたしましてスライド条項、1%条項と申しますか、これに関して労務費の確保ということから、見直し、もしくは取り下げということを検討いただきたいと。この2点のお話でございますけれども、これに関して事務局からよろしいでしょうか。

**【小川建設キャリアアップシステム推進官】** 御意見ありがとうございます。

1点目の公共工事設計労務単価のところについて御回答申し上げます。今回その労務費の基準について公共工事設計労務単価を用いて設定しているというところもありまして、昨年12月に勧告されました労務費に関する基準におきましても、まずはこの労務費に関する基準というのが、公共工事、民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費・賃金の支払いを確保しましょうと。それによって他産業並み以上の水準への処遇改善を実現しましょうという、そういった形で労務費に関する基準でも明記されているところでございます。

ですので実際に今の現状ですと実態調査がそれだけで大丈夫なのかという、そういった御意見かと思いますが、この労務費に関する基準とそれに併せた各実効性確保策を合わせることで実勢賃金が上昇すればそれを踏まえた調査が行われて、それを踏まえて公共工事設計労務単価が上昇するという、そういった実勢賃金の上昇と公共工事設計労務単価がさらに上昇する、そういった好循環が生み出されて、それが結果的に建設業が中期的に持続可能なものとなるという、そういった形で、労務費に関する基準のほうでも考えているところでございますので、まずはこの労務費に関する基準の制度を適用して、それが設計労務単価

の上昇につながる、そういった好循環を生み出せるような形で取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございます。他にどなたかから……。

じゃ、よろしくをお願いします。

【渡邊委員】 都市再生機構の渡邊と申します。私も発注者という立場でございまして、公的機関に近い役割を担っていると認識しております。

私自身、労務費ワーキングから参加しておりますので、この点は発注者として強く受け止める必要があると感じております。先ほど地方自治体における意識の課題についてお話があったところでいきますと、この点は発注者として強く受け止める必要があるということを感じているところです。見積り条件や契約条件などで、発注者側の在り方によって、労務費の適切な確保が十分に行われない条件が生じ得るとすれば、意識の違いに左右されず適正な対応がなされる仕組みが必要であると強く感じたというのが1つでございます。

2つ目としましては、予定価格についてですが、発注者の立場としましては、落札率を前提に工事が行われることを期待するのではなく、適正に算定した内訳に対して工事が実施されることが本質だと思っております。その上で行き渡りのボトルネックに関わる実態調査を行っていただくということは極めて重要な取組であると認識しております。冒頭、伊勢官房参事官の方からなかなか件数は多くはできないというお話はございましたが、工事の種類が多様である中で対象が限定されると、結果に偏りが生じる可能性も懸念されます。その辺は余り詳細をワーキングの中で検討できておりませんが、非常に大事な部分だと考えておりますので、継続的に把握できる仕組みの検討が重要ではないかと考えております。本件は、引き続き国土交通省において検討を進めていただければ幸いです。

以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございます。ただいま渡邊委員から2点ございまして、1点目は発注者としての立場として、地方公共団体の意識の向上に関して非常に重く受け止める必要があるというお話。それから2点目として、予定価格でありますけれども、行き渡りの実態調査の方法といいますか範囲ということに関してお話がありましたけれども、特に2点目のところに関してをお願いします。

【伊勢官房参事官】 渡邊委員からの御指摘についての御回答です。資料1の27ページで新たに取り組むこととさせていただきたいフォローアップ調査3類型をお示しいたしま

したが、左の適正労務費の反映状況でありますとかレベル別年収の支払い状況、こちらについては基本的には大きな塊としては同じ対象を調査のターゲットとして、経年変化でどう改善しているかということを見ていくのかなと考えております。

片や、この真ん中の実態調査につきましては、今、委員の皆様方からも例えば発注者ごとに見ていくべきだ、あるいは市町村発注工事を見るべきだ、様々な類型について目を向けていくべきだというようなお話がございましたので、基本的には違う工事のサプライチェーンを、これは毎年フォローアップとしてやっていくものですので、違う工事を年ごとに見ていくのではないかと考えております。

今日出たような意見もお伺いしながら、あるいはワーキングで出た委員の御意見も伺いながら、優先順位をつけながら、順次、様々な工事について見ていくというようなことが大事なのではないかなということがございます。できるだけ件数は多めに取れるようにということで最大限努力をいたしたいと思いますが、様々な工事について順を追って、テーマを決めてやっていくというような取り組み方で進めさせていただければと考えてございます。

【大久保会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

その他、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

今日も非常に様々な御意見、御質問等をいただきました。報告事項ではございますけれども、本日委員の皆様方からいただいた意見等につきましては、事務局において、ぜひ今後の検討の参考にしていただければと思います。やはりこれからこの執行状況に関するフォローアップというのはまた非常に重要になってくると思いますので、適宜、この審議会においても進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

それでは続きまして、議事の2つ目の、昨年6月から開催されてきました「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」の取りまとめ及び今後の対応について、事務局より御説明をお願いします。

【山影建設業政策調整官】 建設業課の山影でございます。御手元に資料2-1のほうをお願いできればと思います。

1ページ目を御覧ください。昨年度、「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」というものを設置してございます。趣旨でございますけれども、上の箱の2つ目の丸にございませうように、様々な課題や変化を乗り越えていくためには、今日的に優れた建設企業というも

のはどういう企業なのかといった論点につきまして、左下に開催概要を付けてございますけれども、昨年の6月から今年の3月にかけて、会議を開催してございます。また右下でございます。委員の構成をつけておりますけれども、それぞれの御立場から建設業に関わっておられる有識者の方に御参画いただきまして、検討を重ねていただいたところでございます。

2ページ目に進んでいただければと思っております。今般勉強会での検討の成果につきまして、4月3日に取りまとめということで公表をしてございます。その取りまとめの概要をまとめたものが2ページ目、3ページ目でございます。

まず1ポツ、「はじめに」のところでございますけれども、この勉強会の検討の経緯や契機といたしましては、生産年齢人口の減少が進んでいく中で、様々な変化に的確に対応していくためには思い切った取組が求められているというような問題意識に立ちまして、御議論をいただいたところでございます。

その下の2ポツ、「建設業の特性と残された課題」のところでございますように、担い手3法という形で、私ども3度にわたり法改正を行うなど、様々な施策を講じてきたところでございますけれども、なお残されている課題があるのではないかとということで、産業構造、契約慣行、それから働き方という形で3つに整理いただいたところでございます。

それぞれ、まず産業構造でございますけれども、繁閑が存在しており、それがゆえに直用ではなく外注する傾向につながって、それが重層下請構造の形成の要因になっているのではないかとといったことですか、他産業と比べまして中小、零細が多くて、人材ですとかDX投資の観点から課題があるのではないかとといったこと。それから中ほど(2)でございますけれども、契約慣行という部分につきましては、総価一式で請け負うという契約慣行におきまして不透明性の存在でございますとか、口頭契約がいまだにその慣行が根強いといったこと。

それから一番右、働き方に関しましては、4割の技能者が日給制であったり、また建退共という仕組みがございますけれども不十分な退職金額であることなどが、魅力ですとか入職においてネックになっているといったこと。それから天候などに働き方が左右、影響されてしまうといったことですか、さらには働き方に関しまして建設業特有の規制があることなどにつきまして、残っている課題ということでまとめていただいたところでございます。

その上で3番、「建設業の目指すべき方向性」といたしまして、勉強会のほうでは、2つ

の視点、1つは信頼、それからもう1つが生産システムの「高度化・効率化」という、2つの視点を御提示いただきました。左側の信頼のほうでございますけれども、人材、それから取引の相手方、学生や保護者などから、ひいては社会や国民に信頼される産業であるべきとといったこと。それから右側、青の部分でございますけれども、生産年齢人口が減少していく中では生産性を上げていくということが重要でございます。施工の自動化といった工事自体の高度化・効率化はもちろんのことでございますけれども、加えて、個社の企業経営ですとか業界の構造・慣習についても見直しに取り組んで、全体の高度化・効率化を進めていくことが重要との御示唆をいただいた上で、(2)の目指すべき産業の姿ということで、3つの産業像を御提示いただきました。

1つ目が「人を大事にする」産業ということでございまして、こちらは能力ですとかライフステージに応じて、処遇ですとか柔軟な働き方を実現して、活躍できて働きがいがあるような、そういった意味で労働市場から信頼、評価、選ばれる産業を目指すべきということでございます。

それから2つ目、中ほどでございますけれども、真に「経営力」のある産業ということで、人材やDX投資を適切に実施し生産性を上げていって、企業としての技能、技術を向上させて良い仕事を行って、そういうことで関係者から信頼されていく。そういう形で経営を磨いていくような産業を目指すべきということ。

それから3つ目、右下でございますけれども、「未来に続く」産業ということで、透明性ですとか生産性を上げていってアップデートを図っていって、人材が将来、未来を託せるような、発展を続けられるような産業を目指すべきということ。この3つの産業像を御提示いただいたところでございます。

3ページ目を御覧いただければと思います。3つの産業像に紐づく形で、以下に記載しておりますような施策の検討が必要ではないかということも併せて御提言いただいたところでございます。

例えばでございますけれども、①「人を大事にする」産業というところにつきましては、1つ目の丸、更なる処遇改善でございますけれども、労務費の確保・行き渡りの徹底を図っていくということはもちろん必要でございますけれども、それに加えて月給制への転換を進めていくべきではないかといったこととございますとか、それから3つ目の丸、人材育成のところでございますけれども、業界全体で人材育成をサポートすべきではないかといったこと。

それから中ほど、②真に「経営力」のある産業というところがございますけれども、2つ目の丸の規模のメリットのところがございますが、人材・DX投資の余力を生み出していく上では、企業の規模を大きくすることも1つの選択肢として有用でございますので、そういった経営判断をされるときに、何か支障になっている建設業関係の制度があれば見直すべきではないかといったことですか、当座、事業承継に悩んでいる企業へのサポートを強化すべきということ。それから、その下の丸でございますが、民間工事も含めてAI・デジタル技術の積極的活用などによって、生産性向上を図っていくといったこと。

それから右側、「未来に続く」産業ということでは、重層下請ですとか業界慣行の改善や見直し、それからイメージ改善といったことなども御提示いただいているところがございます。

またその下の箱の部分でございますが、3つの産業像ですとか、個々の施策の実現を図っていく上で、経営事項審査といった建設企業を評価する仕組みについても検討すべきといった御提言をいただいているところがございます。

最後、4ポツ「おわりに」のところでございますけれども、改めて関係者が一体となって建設業のあるべき姿などを検討する場を立ち上げるべきということで締めくくられているところがございます。

続いて資料2-2をお願いできればと思います。今、御説明いたしました勉強会の提言を受けまして、今後、関係者にも御参画いただいた上で、今後の建設業について検討を行う場を立ち上げたいと考えているところがございます。

趣旨のところがございます。1つ目の丸にありますように、直近の建設業のビジョン、2017年にまとめられました「建設産業政策2017+10」になりますけれども、これから間もなく10年というタイミングでもございます。そのため、3つ目の丸に記載の、従前からの課題ですとか、環境変化、新たな事象なども踏まえまして、4つ目の丸にございますように、人材が希望を託し、成長を実感できて、それが我が国の競争力ですとか経済成長を支える建設業の実現に向けた、そういった検討を関係者で進めてまいりたいと考えているところがございます。

主な議題のところがございますが、1つ目の丸にございますように、まずは2017+10の検証も行いながら、2つ目の丸にありますような、勉強会でも提示されました産業のあり方ですとか、その下の丸、これを実現するための取組、こちらについては制度だけではなくて業界側の取組を含めまして検討を深めて、全体を新しいビジョンとして取りまとめ

たいと考えているところでございます。

下、進め方のところでございますけれども、勉強会でも示唆のございました経営事項審査といった制度の専門的な検証につきましては、ワーキングを設けるような形で、並行して議論を進められればと考えているところでございます。

次のページを御覧いただければと思います。委員構成でございますけれども、有識者の方に加えまして建設業関係団体の皆様にも御参画いただきまして、具体的な議論を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、スケジュールでございますけれども、この資料の4枚目のところの横の表を御覧いただければと思ってございます。本日このような形で、中建審の場で立ち上げについての御説明をさせていただきましたけれども、夏頃に検討の場を立ち上げて検討をスタートさせまして、来年夏頃に新たなビジョンの取りまとめができないかと考えているところでございます。

資料2-3は、勉強会の取りまとめ本文になりますので、説明は割愛させていただければと思います。お時間のあるときにお目通しいただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

**【大久保会長】** ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして御意見、御質問などございましたら御発言をお願いしたいと思います。

どなたかいらっしゃいますでしょうか。

じゃ、よろしくをお願いします。

**【西野委員】** 京都大学の西野です。

生産性向上や、人材配置、技術者配置の合理化に関する議論、取組の中でも、施工段階における実際の業務の実態把握、それから役割分担や業務の位置づけの整理がとりわけ重要ではないかと考えます。施工段階では、施工に関与する主体による詳細図、総合図の作成とか設計変更対応など、設計内容の具体化、詳細化、設計内容を確定するための業務が多くありますけれども、それらが制度上十分に明確には位置づけられていません。その背景としては、設計と施工の役割分担ですとか、設計図書の詳細確定の程度に関する不十分な整理があると思います。こうした業務が十分に可視化されないままですと、1人当たりの業務量や施工段階での付加価値を適切に評価するということが難しくなり、生産性の向上とか人材配置の合理化の議論に影響する可能性があると考えます。

技術者、技能者の担い手確保、人を大切にするという観点からも、これらの業務内容や負

担に応じた適切な評価、それから適切な対価の在り方について検討していくことが求められるのではないかと思います。

以上を踏まえまして、設計と施工の役割分担や施工段階の業務の位置づけを、今後の議論の中で改めて整理していくことが重要ではないかと考えております。

以上です。

【大久保会長】 ありがとうございます。ただいま西野委員から、施工段階における実態把握というものが重要であるということに基づき、設計内容の具体化とか詳細化というところに関してまだ明確に詰めるところがあると、設計と施工の役割分担というか分担の可視化というものが、今後業務内容全般の適切な評価というところにつながるという上で非常に重要になるというお話がございましたけれども、これに関しまして、特に事務局から何かございますでしょうか。

【山影建設業政策調整官】 今、まさに実際の業務の実態把握でございますとか、それから請け負う側だけではなくて設計のほうも含めて、いろいろ考えていかなければという御示唆だったと思ってございます。いずれも今後の検討の中でしっかりと受け止めていきたいと考えているところでございます。

【大久保会長】 よろしく申し上げます。

それではどなたか、宮本委員、お願いします。

【宮本委員】 日本建設業連合会の宮本でございます。

今回取りまとめていただいた内容によりまして、今後の対応について、成長産業としてあらゆる人材が将来に希望を見いだせる建設業の実現に向けて、関係者が一体となり、今後の建設業のあるべき姿や具体的な建設業政策について検討を行う場を立ち上げるべきとされていると思います。

日建連におきましても、昨年7月に建設業の長期ビジョン2.0を公表したところでありまして、その長期ビジョンでは2050年の建設業の姿を示すとともに、2035年に向けて、技能労働者不足見込み129万人と試算をして、建設業がさらに進化していく道筋を提言したところであります。これによりまして建設業の建設の力の強化として、生産性25%向上、選ばれる産業への変革として、異次元の処遇改善。これを実現して、その基盤としてサプライチェーン全体でWin-Winな関係の構築の道筋を示したつもりであります。

このことを踏まえまして、今後の建設業のあるべき姿や具体的な建設業政策につきまして、様々な機会に、先ほども検討会、ワーキンググループの話がございましたけれども、そ

ういった場において積極的に意見を申し上げていきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

【大久保会長】 ありがとうございます。まさに成長産業としての建設業のあるべき姿ということでありますけれども、やはり今非常に企業に求められてるということは、成長をどう進めていくか。当然サステナビリティということも必要になってくるわけですが、持続可能性を高め、そしてさらに成長していくと。そのためには、長期ビジョンでも示されているような生産性の大幅な向上や、処遇の大幅な改善ということ。それによって多分人材確保ということになってくるわけだと思っておりますけれども、非常に様々な、多様な課題がある意味絡み合っているといえますか、いろいろ解決していかなければいけないことが多いということで、この今後の検討の場というところにぜひ生かして行ってほしいという御意見でございました。

ほかにどなたか……。

それじゃ、山崎さん、お願いします。

【山崎専務理事】 全建の山崎でございます。

この勉強会で、特に月給制への転換を取り上げていただいたことに、感謝申し上げたいと思います。やっぱり日給制が多いというのが建設業界で非常に障害になっていると言っては失礼かもしれませんが、例えば週休2日制をやると、それから夏が暑いので変形労働時間を使って夏休みを取ろうという政策をやっても、結局、日給制の人はどうするんだということで、そんな政策を取られたら日給制の人たちは困るぞと言ってなかなか進まない。この日給制の人たちがメイン、4割というのをメインと言うかどうかは分かりませんが、そういう中で新しい人たちが本当に来てくれるのかと。こういう昔の人手余剰の時代にできた慣行からなかなか抜け出せないのが今の建設業界の実態なので、これをぜひ、月給制を原則にしていきたいなと思っております。

そのために、やっぱり日給制にする一つの原因が、受注産業なので受注できなかったときにどうするんだと、そのときは遊ばせておくのかと、給料を払いたくないという、そういう人たちが多いいんですよね。それは一つここに書いてある解決策として労働力の融通というものを書いていますけど、これは今、派遣法で禁止されているのが非常に大きな障害になっていると思っております。繁閑差があるときに、暇なときに忙しいところに人を出せるようにしたら月給で雇ってもいいという業者も増えるのではないかと。今それができないので何をやっているかという、下請になりますという形で繁閑調整をしているわけです。重層

下請構造の一つの原因は、派遣ができないということが一つあると思います。決してパソナのような派遣業を専門にやる業者を導入したいというわけではなくて、月給制にして、労働者がどうしても余ってしまうというときに融通できる、そういう業界内の融通がきちんとできる、そういったことが必要ではないかと思えます。

それともう一つ、建設業界の中で、業界というか国交省の政策も含めて、日給制を前提にし過ぎているのではないかと。例えば労務単価を調査していますが、10月の一月だけなんです。10月というのは一番働く時期です。その時に月給制の人たちは、やっぱり労務単価がどうしても、1日当たり1時間当たりが減ってしまうんですね。むしろ8月の一番休みが取れる時期に月給制の人たちがどれくらいの労務単価で働いているのか、そういう調査もして、やっぱり月給制で夏休みを十分取って、そういう人たちでもきっちりとした労務単価がもらえる。そういうことにしないと賃金も上がらないし月給制にはしたくないなどということになってしまうのではないかと。

それと建退共、複数掛金とかこういう改正も大事ですけど、建退共自身がやっぱり日給制を前提にしていると。これをやっぱり日給制じゃない、月給制でもできる建退共制度というものをぜひ検討していただければと思っています。

それから生産性の向上、投資の促進とありますけど、これはすごく大事なことなんですけど、そのためにも利潤が必要で、その利潤のためには、先ほどから言っている、入札制度で利潤がゼロだったら92%で落札できる、労務単価は100%にしても利潤がゼロだったら落札できるという、そういう今の入札制度になっているわけですね。そこをぜひ変えて、今は品確法でも予定価格は適正な利潤を入れられるとなくなっていますけど、最低制限価格は利潤はなしで施工さえすればいいという、施工体制だけで最低基準を決めるというふうになっているので、そこを品確法自身も見直していただいて、最低価格でも適正な利潤が持てる、そのような制度にぜひ変えていっていただければと思います。

それから外国人材の適正な受け入れ。これは非常に大事なことで、今、技能者についてはJACが非常に頑張ってやっていますけど、技術者ですね。技人国で入国する人に対して、今、何の支援もないということでございます。技術的なことは分かっているけど日本語能力が足りないという外国人材がすごく多いです。そういう人たちの日本語能力、特に地域での共生には日本語がすごく大事なので、技術者の日本語能力とかあるいは技術者の採用とか、そういったことにぜひ支援をしていただきたいと思います。

以上です。

【大久保会長】 ありがとうございます。ただいま3点ございましたけれども、最初のところは日給制と月給制というところ、かなり全体の構造問題、構造的な課題という部分であると思います。やはり繁閑調整というものをどう行っていくかと。そういう中で、全体のサプライチェーンとしてのサステナビリティをどう確保していくかというところと、まさにつながってくるお話であると思います。

また2点目として、しっかりした利潤を確保する必要性ということで、現行入札制度に関してやはり一部変更が必要ではないかというお話でございました。

3点目としましては、当然建設業にかかわらず、人口減少の中での外国人材の導入というところに関して、特に技術者の入国の支援、特に語学という点が非常に重要だというようなお話がございました。

これに関して特に事務局からコメントございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これは今後の検討のところ、またしっかりと対応させていただくということだと思います。

他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。

【藤澤委員】 日本空調衛生工事業協会の藤澤でございます。

今後、建設業政策のあり方についての勉強会をまた継続して、先ほど宮本委員の御発言がございましたように、成長産業としての建設業といったことで、次の多分「2027+10」になるのでしょうか、こういったことを検討していくということでございますが、私どもと日本電設工業協会、いわゆる設備業界、2団体ございますけれども、特に昨今、設備に関していろんな捉え方等々、いろんな意味で注目をされているのではないかと考えております。いろんな捉え方はあるんですけれども、公共工事はもちろんのこと民間工事におきましても、都市部の再開発であるとか病院等の重要な社会インフラ施設、そして代表的なのは産業分野の投資でデータセンターや半導体工場等ございますが、特にそういった中で、果たすべき役割の比率が高まっているのではないかと拝察をしております。

DXにつきましても、いろんな意味で設備に関してもそれなりの新しい見方等もございますので、委員の候補として、設備工事業団体からは多分なったことがないと思いますので、違った形での意見という形で設備工事業という視点からも、この次の世代の、建設業の次の世代のための方向性を出す会に参画させていただければと思っております。

よろしく申し上げます。

【大久保会長】 ありがとうございます。ただいま藤澤委員から、先ほど宮本委員から

もお話がありましたけれども、成長産業としての建設業ということを考えていく上で、今、実際の建物という意味でも非常に多様化が進んでいるということで、それに伴って設備に関する捉え方、設備の重要性というものがますます高まっているという中で、今後の検討に対して、当然その設備を担っている業界としてもしっかり参画をしていきたいというお話がございました。

森田委員、すみません、失礼しました。

【森田委員】 川越市長の森田でございます。

技術者不足の実情について訴えさせていただきたいと思います。川越市では技術職員の不足が生じておまして、募集をしても予定人員を採用できない状況が続いております。また学校のトイレや空調の整備事業が増加していることを背景に、入札不調の割合が高まっております。昨年度は11.86%、特に建築分野では37.74%となっておりますが、不調の原因を事業者アンケート調査したところでは、種々回答ありましたが、中には主任技術者が不足しているためという回答も上がっております。

本市では、事務職から技術職への転向を促したり、技術職員の定着を促すために、技術職員のポストを増やす必要性を認識しているところですが、国全体としても、技術者の人材育成の充実に取り組んでいただくことを願っております。お願いでございます。

以上です。

【大久保会長】 ありがとうございます。ただいま森田委員から、技術者不足の実態ということで、国全体として技術者をしっかり育てていく取組が必要であるというお話がありました。この辺りにつきましても、また、今後の検討の中でしっかりと課題として取り上げていきたいと思っております。

他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。

では、岩田委員。

【岩田委員】 すみません、建専連の岩田です。

まず現状の報告といたしまして、技術者が今、足りないというお話がいろいろございましたけれども、技能者は相当数余っています。これはどこに行っても言われるんですけども、日本全国暇で、一部のエリアだけ職人がちょっと不足、稼働率で100%ぐらいというところがありますが、それ以外は相当暇な状況です。何が起きてるかというのと、「飯を食わせるために社会保険に入れと言われて社会保険に入れたのに、飯を食わせるために下げてても

取らなしゃあないですやんか」という状況になっているわけです。7月に全国回りをやって、これまでは仕事が忙しかったから何とかグリップして標準労務相当額をもらって流して行こうと全国の専門工事業団体を引っ張ってきましたけれども、これだけ暇になってくると、なかなかこの標準労務費どころじゃないですよという声がこれからどんどん蔓延していくと。

ですので、先ほどの労務費に関する基準の状況というところで、ここは粛々と進めていただきたいと思いますし、調査の中で請負の平均値を取って、どこのエリアがどれぐらいの価格でやってるのかという、全国を俯瞰して見ていただくと、スーパーゼネコンさんなのか、地場ゼネコンさんなのか、中小のゼネコンさんなのか、どこがそこを牽引しているのかというのも透けて見えてくるのではないかなと思います。

その上であり方勉強会について、非常に期待をしておりました。しかしながらできそうなところは踏み込んで表現をされているんですけども、2ページの産業構造のところ「業務量の繁閑差の存在」、「経営の安定性を損なうおそれ」というような表現でさらっと書いてありますけれども、これが一番の問題なわけです。我々専門工事業の一番の問題点は、仕事の量にもすごい波があるということ。それと、それによって価格が安定しないというこの2点が問題だったわけです。それで忙しくても暇でも価格安定ということで踏み込んで労務費用、標準労務費用という目安の設定に今回取り組んでいただいた。

目安はつけていただいたので、これからはこの業務量の繁閑差をどう埋めていくのか。それは2つ考え方があります。仕事の量を平準化していくという考え方と、稼働率、要するに労働量をどう調整していくかという考え方の両面であると思いますけれども、その中の課題としてさっき山崎委員が言われたような派遣の問題であったり、年間変形労働の利用が課題として出てくると思うのですけれども、ぜひともこの辺のところに踏み込んで、ワーキングにかかっていくということですので、どこの産業もこの仕事量の繁閑ということに対する対応をされていると思うので、建設業でもその視点も必要だと思いますので、委員に経済学者の方々にも参画いただけるようお願いしたいと思います。

これを、サプライチェーン全体で仕事量の繁閑差をどうしていくんだということを、今すぐに何か結論が出るのではなくても、ここの議論をずっと続けていくことによって、安定経営につながっていくと思います。この繁閑差の議論を放置したままでは、処遇改善を進めたところから間違いなく潰れます。これはぜひともお願いしたいと思います。

以上です。

【大久保会長】 ありがとうございます。ただいま岩田委員から2点ありました。まず現状に関する報告ということで、確かに技術者については不足をしているのですけれども、一方で技能者については余っている状況にあるというお話がありました。こういう状況の中でやはり労務費の基準の浸透ということを進めていくということにいろいろ課題もあるということ。実際問題として2点目にも、業務の繁閑差に対してどう対応していくかというところにつながっていくわけでありますけれども、やはり会社としての経営の安定性ということからすると、この業務の繁閑ということに対してどう対応していくのかと。先ほどの日給制と月給制の話とも絡んでくるわけでありますけれども、そういうものを含めてサプライチェーン全体の課題として継続的に検討を進めていってほしいと。最終的に課題の解決まで、いつの時点で至るかというところはあるかとは思いますが、やはりそういうことに関して、業界全体、発注者、受注者を含めた全体のサプライチェーンの中で考えていく必要があるというお話をいただきました。

ありがとうございます。

他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは報告事項ではございますけれども、本日、多数の委員の方からいただきました御意見につきましては、事務局において今後の検討の参考にさせていただければと思います。また新たに設ける検討の場の取りまとめの結果について、本審議会に御報告いただきますようお願いいたします。

よろしく申し上げます。ありがとうございます。

続きまして議事の(3)ということで、改正物流効率化法の施行に伴う中央建設業審議会の所掌事務追加について、それから議事の(4)最近の建設行政の動向について、この2つを併せて事務局より御報告をお願いします。

【山影建設業政策調整官】 建設業課の山影でございます。

それでは資料3のほうを御手元に御用意いただければと思います。前後して恐縮でございますけれども資料3の2ページ目をまず御覧いただければと思います。こちら、令和6年5月、物流に関する弊省の法律の改正が行われまして、建設企業を含む荷主に対して規制的な措置が講じられることとなったところがございます。具体的には赤枠で囲っているところがございますけれども、物流効率化のための計画の作成などが義務づけられまして、また、その実施状況が不十分な場合には国が勧告・命令を行うというような、こういった仕組みが4月から施行されたところがございます。

この仕組みと中央建設業審議会との関係でございますけれども、戻っていただいて1ページ目のほうを御覧いただければと思っております。1ページ目の上の文章のところを御覧いただければと思っております。2行目のところでございますけれども、まず勧告・命令の勧告のほうでございますが、こちらについては地方整備局長のほうにおいて実施するものがあります。万一この勧告に建設業者が従わない場合につきましては、3行目のところでございますけれども、国土交通大臣が中央建設業審議会の意見を聞いて命令を行うというような仕組みとなっておりまして、この関係で国土交通大臣のほうから意見の聴取を求められるというような事務がこの4月から追加されてございますので、所掌事務の追加ということでこの場で御報告させていただくものでございます。

続きまして議事(4)の関係ということで、資料4のほうを御手元に御用意いただければと思っております。前回の12月の中建審以降の最近の建設行政のトピックにつきまして、幾つか御報告をさせていただきたいと思っております。

まず1ページ目でございますけれども、予算の関係でございます。令和7年度補正予算におきましては、下の点線の箱の部分でございますけれども、2兆873億円。それから上の部分、令和8年度予算でございますけれども、5兆2,950億円の公共事業関係費を計上したところでございます。引き続き予算の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして2ページ目でございます。2月に労務単価の改定を行っております。全国のところ、全職種平均で前年比4.5%の増となっております。また3ページ目にこれまでの推移をグラフにしているものでございますけれども、これで14年連続の上昇となったところでございます。

続いて4ページ目をお願いできればと思っております。労務単価の改定に併せまして、3月19日、大臣と建設業4団体のトップの方との間で意見交換を行っております。この中で、賃金については「おおむね6%の上昇」を目指すということ。それから生産性向上について、各団体において取組をしっかりと推進していくということを申し合わせておりますし、また、今日御議論いただきました改正建設業法でございますけれども、これを民間工事ですとか各現場に浸透・定着させていくことの重要性についても確認させていただいたところでございます。

続きまして5ページを御覧ください。働き方改革の関係でございますけれども、近年の酷暑の状況を踏まえまして、猛暑の期間や時間を回避した工期設定の工夫が可能であるとい

ったことですか、必要な経費の確保などにつきまして、昨年12月に猛暑対策サポートパッケージということでまとめて公表させていただいたところがございます。今年の夏に向けても、こうしたものも少し提示させていただきながら取組を進めてまいりたいと考えているところがございます。

次に、6ページ目からでございますが、外国人材の関係でございます。6ページ目は現状の資料でございますけれども、約17万人の外国人材の方に建設分野で御活躍いただいているというところがございます。7ページ目から付けておりますのが最近のトピックということで、本年1月に、いわゆる分野別運用方針というものを閣議決定したところがございます。赤枠で囲っておりますけれども、建設分野もその受入れ分野の一つといたしまして、例えば2番のところがございますけれども、受入れ見込み数でございますとか、それから8ページ目のほうに移っていただきまして4番のところがございますけれども、今般、令和9年4月から技能実習に代わりまして育成就労制度がスタートすることに関連いたしまして、転籍制限期間のほうを2年とすることですか、従来の技能実習と同様に上乘せ基準を設定することについても、盛り込まれているところがございます。

次に、9ページ目を御覧いただければと思います。こちら、日本建設業連合会さんと不動産協会さんとの間で、円滑なコミュニケーションを図り、課題解決に連携して取り組むための協議体を立ち上げることとなったということの御紹介でございます。先日、9日に国土交通大臣のほうにも両団体が面会にいらっしゃったときの模様を資料にしてございますけれども、この資料の下の箱でございます、翌日の会見におきまして、大臣からも民間同士のパートナーシップ構築、連携強化のリーディングケースとして期待というような発言もあったことも含めまして、今回御紹介させていただくものでございます。

最後、10ページ目、11ページ目でございます。中東情勢に関する資料をお付けしてございます。

10ページ目は関係閣僚会議の資料でございますけれども、現在、国土交通省全体として、各分野における重要物資の供給確保について、経産省と連携・協力して対応を行っているところがございます。

また建設分野につきましては、11ページ目を御覧いただければと思います。3月の下旬から建設業団体、官民の発注者に対しまして、円滑な価格転嫁などにつきまして要請、周知を行っているところがございます。また直近ですと4月以降ですけれども、下に2つ書いてございますけれども、溶剤等につきまして、安定的な調達に関する協力もお願いしている

ころでございます。引き続き価格、供給の動向を注視して、業界の皆様のお声も聞きながら、経産省など関係省庁と連携して対応してまいりたいと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

**【大久保会長】** ありがとうございます。ただいま事務局から2つの議事、項目に関して御説明をいただきましたけれども、そのどちらでも結構でございますが、御意見、御質問などがございましたらよろしく願いいたします。

どなたかいらっしゃいますでしょうか。

では、よろしく願いします。

**【宮本委員】** 日本建設業連合会の宮本でございます。

最近の建設行政の動向につきましてちょっとお話をしたいと思います。本年3月の国土交通大臣と建設業団体との意見交換会での申合せによりまして、日建連といたしましてもおおむね6%の賃上げを目標とする趣旨を踏まえ、協力会社からの適正な労務費の見積りを尊重するとともに、適正な賃金の支払いを協力会社に要請するよう決議を行い、会員企業に通知をいたしました。引き続き改正建設業法に基づく労務費の確保、行き渡りの徹底や生産性の向上等の取組みを推進してまいります。

また、日建連と不動産協会による国土交通大臣への面会につきましては、金子大臣にお会いをして、協議体の趣旨の説明と今後の取組への御支援等をお願いさせていただきました。日建連といたしましても、建設業の長期ビジョン2.0におきまして、サプライチェーン全体でWin-Winな関係の構築をするということを提言しておりまして、両団体が発注者と元請を代表して率直な意見交換を行い、相互理解を深めることは、鉄道、電力などほかの多くの業種の発注者の方々の御理解を進めることにつながり、他の建設業団体を含め、サプライチェーン全体にとって大きな意義があると考えております。協議体のテーマとしては、例えば担い手の確保や生産性の向上などが考えられますが、協議体での成果のうち、特に制度や政策に関わることについては、ぜひとも国の御支援、御協力をお願いしたいと考えております。

さらに昨今の中東情勢の緊迫化を受けて、国におかれましては、資材の安定的な供給確保等に取り組んでいただいていることに感謝を申し上げます。一方、情勢は日々変化しており、今後影響はかなり拡大することも予想されますことから、民間工事も含め、建設工事の円滑な施工に向けて、必要な支援等をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**【大久保会長】** ありがとうございます。ただいま宮本委員から日建連としての取組の

状況に関して御説明をいただきました。また、先般の不動産協会と一緒に行われた大臣との面会の状況につきましても御説明いただきました。

お話にありましたけれども、やはりサプライチェーン全体としてのウィンウィンの関係の構築というものが全てのベースになってくると思います。ということで、これからも様々な局面において、当然国土交通省のさまざまなサポートや政策にも反映いただきたいということだと思いますし、昨今の海外情勢からして今後またどのような影響がどのように広がっていくかということもなかなか見通し難いところになっておりますけれども、適時適切に行政としての対応もお願いしたいというお話がございました。

他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。

では、お願いします。

**【鈴木（眞）委員】** すみません。今、宮本会長からも御発言があったとおり、先日、金子大臣に対しまして、日建連様と不動協が意思疎通と情報共有を図るための体制を立ち上げるということに際して、御報告と、またそれに対する御協力、御支援を賜るようお願いをさせていただいたところでございます。昨今の建設コストの急激な状況が続きますと、様々な事業が進まず、わが国の経済成長が阻害される事態となるのではないかとというように危惧してございます。建設業界だけの努力ではなくて、これはやはり不動産業界としても業界の枠を超えて、様々な当事者が問題意識を共有して取り組んでいくということが重要なのではないかと認識してございます。

不動産業と建設業の持続可能性は表裏一体であると捉えまして、建設工事の施工を取り巻く状況でありましたり、課題をしっかりと共有しつつ、中長期的な担い手の確保、従業者の柔軟な働き方の確保、また生産性の向上、重層下請構造の改善、こういったことにつきまして積極的に建設業界と不動産業界が意見交換を行いながら、同じ方向を向いて課題解決につなげていきたいと考えてございます。

発注者側としましても、国交省様をはじめ、関係各所にその趣旨、目的を御理解いただくとともに、御支援、御協力をお願いできればと考えてございます。

以上です。

**【大久保会長】** ありがとうございます。ただいま鈴木委員から、経済情勢、社会情勢が結構右肩上がりで行進してくる場合は、それぞれの業界がそれぞれの立場でしっかりと成長できてきたわけですが、少子高齢化や人口減少というような大きな環境の変化の中でいきますと、やはり不動産業界それから建設業界、それぞれが一体となって、表裏一体

で対応していかなければならない課題がますます増えてくるという中で、引き続き、そのような全体のサプライチェーン、当然のことながら日本の重要なインフラを両業界で担っているという前提の下に、双方がしっかりと意見交換なり連携をして取り組んでいかなければいけないというようなお話でございました。

他に、どなたがいらっしゃいますでしょうか。

では、お願いします。

**【岩田委員】** すみません。外国人のところなんですけれども、先ほど申しあげましたように相当暇になっている。外国人がこのままどんどん入って来続けると、同じような状況がありますので、ぜひとも7ページのところ、建設分野の特定技能と育成就労全体で約20万人となっていますが。このところを、これぐらい要るのではないかということではなくて、建設工事業に対する適正な労働量とのバランスという、視点がそろそろ要るのではないかと思います。これは繁閑差というものを労働力として外国人を受け入れた上で、数をどう読んで現場を暇にさせないかということが、これからの建設業の課題ではないかと感じますので、ぜひともそこも御検討の課題に入れていただきたいと思います。

以上です。

**【大久保会長】** ありがとうございます。先ほど岩田委員からもありましたけれども、現在の状況として、技能労働者がかなり余剰の状況にあると。こういう状況の中で外国人を更に受け入れ拡大していくというところに関してはさまざまな調整が必要であるということで、これも含めて検討の課題に入れてほしいというお話がございました。

他にどなたがいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

本件に関しても、委員の方からいただいた御意見等については、事務局において今後の検討の参考にしていただければと思います。

よろしくお願いします。

それでは、本日の議事はこれにて全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

**【事務局（高橋）】** ありがとうございます。そのほか、何か国土交通省側から発言ございますでしょうか。

それでは、これをもちまして散会させていただきます。委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、誠にありがとうございました。

— 了 —